

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構中期計画

### 目次

#### 前文

- 第1 中期計画の期間
- 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 市民病院としての役割の発揮
  - 2 専門性の高い医療の充実
  - 3 市民・患者と共に支える地域医療
  - 4 地域医療機関との連携協力の推進
  - 5 安全管理を徹底した医療の提供
  - 6 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上
  - 7 臨床研究及び治験の推進
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 すべての職員がプロとして活躍し、やりがいが持てる病院
  - 2 人材の成長を促進する人事給与制度と育成プログラムの充実
  - 3 教育病院として医療に携わる人材の育成への貢献
  - 4 外部評価の活用及び監査制度の充実
  - 5 環境にやさしい病院づくり
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 資金収支の均衡
  - 2 質の高い経営ができる病院
- 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置
  - 1 P F I 手法による中央市民病院の再整備
  - 2 医療産業都市構想への寄与
- 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 第7 短期借入金の限度額
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
- 第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### 前文

神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）は、地方独立行政法人制度の特徴である機動性及び柔軟性を生かしながら、今後とも市民病院の基本理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもとで、引き続き、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害その他の緊急時における医療、高度・

先進医療等の不採算医療や行政的医療も含め、市民に質の高い医療を安全に提供する。

また、中央市民病院は市全域の基幹病院として、西市民病院は市街地西部の中核病院として、患者の立場に立って、市民の生命と健康を守るという役割を果たす。

計画期間中、次の事項を重点項目とする。

- ①中央市民病院は、標準医療を高いレベルで提供するとともに、他の医療機関との連携及び役割分担のもとで不採算医療や行政的医療を提供する。さらに、平成22年度中の施設完成を目標に、21世紀にふさわしい新病院の開設に向けて準備を進め、日々進歩する医療技術に十分に対応するために、高度専門医療センターの設置など機能の充実を図るとともに、さらなる人材の確保・育成、計画的な設備整備計画に基づく医療環境の整備に努め、引き続き、標準医療を高いレベルで提供する。
- ②西市民病院は、高齢者が多いといった市街地西部の医療ニーズを踏まえた特色づくりに取り組み、引き続き医療機能の充実を図る。
- ③地方独立行政法人の柔軟性を生かした人事制度の構築や研修制度の充実など人材育成にも取り組み、中央市民病院及び西市民病院（以下これらを「市民病院」という。）が、職員にとってもやりがいが持てる働きやすい職場となるよう努める。特に西市民病院の医師確保をはじめ、優れた専門職の確保に努めることにより、市民サービスの向上にもつなげる。
- ④経営面では、地方独立行政法人のメリットである機動性及び柔軟性を發揮し、迅速な意思決定が図られる体制を整備するとともに、多様な雇用形態の活用や複数年契約など多様な契約手法を導入するなど収入の確保や費用の合理化など経営改善に努め、計画期間中の資金収支の均衡及び病院ごとの経常黒字を目指す。

なお、近年、医療制度改革など病院を取り巻く環境は大きく変化しており、これに柔軟に対応するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条及び第83条の手続きを経て、必要に応じて本計画の見直しを行う。

## 第1 中期計画の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

### 1 市民病院としての役割の発揮

#### (1) 救急医療

- ・市民病院は、神戸市の救急医療システムの下、初期救急医療から3次救急医療まで、市民病院としての役割を果たすために、地域医療機関と密接な連携を図ることにより、それぞれの役割に応じて「断らない救急医療」に努める。

- ・中央市民病院は、救命救急センターとしての役割を十分に果たすことが命題であり、より重症・重篤な患者に対して365日24時間体制の救急医療を提供することに主眼を置いた体制を常に確保する。
- ・現在、平成22年度中の施設完成を目指し整備を進めている新中央市民病院においては、ICU(8床)、CCU(6床)を含む専用病床50床を有する救命救急センターに、手術可能な初療室やCT撮影室、屋上に設置したヘリコプターの場外離着陸場と手術部門に直結した緊急エレベーター等を整備するなど、救急医療体制の充実を図る。
- ・西市民病院は、市街地西部の中核病院として、地域住民の安心・安全を守るために、医師不足の解消や勤務の負担軽減に取り組むことにより、救急医療体制の充実を目指す。

関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
救急外来患者数	40,980	12,080
うち入院	5,589	うち入院
うち救急車受入	6,184	うち救急車受入
		2,178
		1,118

## (2) 小児・周産期医療

- ・神戸市域における小児・周産期医療を安定的に提供することができるようには、市内の医療機関と十分に連携を図り、役割分担を明確にした上で、医療スタッフの充実や医療技術の向上に努めるなど体制の充実を図る。
- ・妊婦に対する継続的な支援と助産師・医師の役割分担の考え方に基づき、助産師外来を継続して行う。
- ・中央市民病院は、地域周産期母子医療センターとして、ハイリスクな出産及び小児難病等への対応をより積極的に行う。そのために、十分な受入体制が確保できるよう、引き続き医師の確保及び養成に努める。
- ・新中央市民病院では、成育医療センターを設置し、妊娠から出生、新生児期、小児期を経て思春期に至るまで一貫した医療を提供する。
- ・西市民病院は、周辺の周産期センターと緊密な連携を図りながら、「産婦の自主性の尊重」及び「安全性の確保」を指針とし、正常分娩を中心としつつ、新生児に対する小児科医の24時間以内診察及び退院時診察の体制維持を目指し、市街地西部の中核病院の周産期施設としての役割を果たす。

関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
小児科患者数	入院延 15,154 外来延 21,800	入院延 2,297 外来延 10,439
小児科救急患者数	8,437 うち入院 719	771 うち入院 129
NICU患者数	3,198	NICU未設置
分娩件数	596	501

	うち帝王切開 225	うち帝王切開 136
助産師外来患者数	78	119

※西市民病院の助産師外来患者数は、平成19年10月～平成20年3月の実績

※中央市民病院の助産師外来患者数は、平成20年6月～10月の実績

### (3) 感染症医療

- 新興感染症等については、県下で数少ない第1種感染症指定医療機関及び市内で唯一の第2種感染症指定医療機関である中央市民病院を中心に、市と連携を図りながら、市全域における安全の確保に向けて率先した対応を行う。
- 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ及びウエストナイル熱等の代表的な感染症については、市の対応マニュアルを下に、市民病院における具体的な対応策を検証しながら、改善を検討するとともに、関係機関と連携した対応が円滑に行えるよう、市等が行う訓練に参加するほか、必要な対策・訓練を実施する。
- 中央市民病院は、より専門性の高い感染症医療に対する知識の習得に努め、新興感染症等の新たな医療課題への対応を率先して行う。
- 新中央市民病院では、感染症センターを設置し、新型インフルエンザなどの新興感染症等に対応する。
- 西市民病院は、中央市民病院及び保健機関等と連携を図りながら、トリアージ室を有効活用して、新興感染症等の新たな医療課題への対応に取り組む。

関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院
感染症患者数（第1種）	0
〃 （第2種）	143

### (4) 災害その他の緊急時における医療

- 阪神・淡路大震災の経験を生かし、大規模地震をはじめ様々な災害に万全の対応を図ることができるよう、災害拠点病院に指定されている中央市民病院を中心として、「神戸市地域防災計画」「神戸市国民保護計画」等に基づき、市と十分な連携の下で、災害医療訓練等の実施に努める。
- 災害その他の緊急時には、自らの判断で医療救護活動を行うとともに、市長からの求めに応じた対応を行う。
- 特に新中央市民病院においては、免震構造の導入や災害活動スペースの設置などを行い、災害拠点病院として自然災害及び大規模事故災害などに対しても機能を十分に発揮し、迅速な対応が行える施設を整備する。

関連指標

(単位：回、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
災害訓練回数	37	15
災害研修回数	1	2

被災地等への派遣件数	一	一
------------	---	---

## 2 専門性の高い医療の充実

### (1) 高い専門性と総合的な診療

- ・中央市民病院は、地域完結型の医療提供体制のもと、公的医療機関として市民から必要とされる広範囲な疾患に対応しうる医療を提供するとともに、市全域の基幹病院として、専門外来をはじめ、より高度で専門性を必要とする疾患領域まで対応する。
- ・新中央市民病院においては、今後さらに重要になると考えられる医療分野について、来院当初から患者に対し、内科系医師・外科系医師・看護師などがチームを組んで治療に当たれるような体制を充実して病棟部門等に高度専門医療センターとして設置する。
- ・西市民病院は、各診療科の体制を充実し、専門性の高い医療を提供するとともに、地域医療機関との連携を強め、がん治療の充実、運動器・脊椎外科センター及び生活習慣病センターをはじめとする特色づくりに取り組み、魅力ある病院へと転換することを目指す。

### (2) 4疾病への対応(がん治療・脳卒中治療・急性心筋梗塞治療・糖尿病治療)

- ・4疾病への対応としては、地域医療機関との役割の分担及び機能の連携を明確にしたうえで、病院ごとの使命を果たしながら市民に適切に医療を提供する。
- ・中央市民病院は、地域がん診療連携拠点病院でもあり、がん治療の分野において、より低侵襲的な治療技術、化学療法及び放射線治療等を提供するとともに、がん患者への相談体制を強化する。また、脳卒中をはじめとした脳血管障害や急性心筋梗塞をはじめとした心臓循環器領域の疾患に対しても、従来どおり高度な治療技術を提供する。糖尿病性合併症等については、関係診療科等と連携を図りながら取り組む。
- ・新中央市民病院においては、がんや心臓、脳卒中に関する高度専門医療センターの設置を計画している。市民が安心して暮らせる医療環境を提供し続けていくためにも、これらのセンター機能を充実させ、人材確保・育成を含めた適切な運用体制の構築を図る。
- ・西市民病院は、がん治療については、高水準の手術や治療の実施により、患者のQOL(生活の質)の向上に取り組むとともに、再発予防を含めた化学療法や、当面、西神戸医療センターを含めた市民病院群との連携による放射線治療の充実を図るなど、集学的治療を取り組む。糖尿病については、患者ニーズにあわせた教育入院、糖尿病教室及び糖尿病療養指導士による指導等の充実を図るとともに、緊急入院への対応など救急治療にも積極的に取り組む。さらに、生活習慣病センターを活用し、関係診療科との連携やチーム医療の推進を図る。

関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
----	--------	-------

がん退院患者数	4,656	1,627
がん患者外来化学療法数	5,043	1,378
がん患者放射線治療数	11,150	49
脳卒中退院患者数	1,088	60
急性心筋梗塞退院患者数	162	1
糖尿病退院患者数	381	216

※西市民病院のがん患者放射線治療数は平成20年4月～10月の他病院への紹介患者数

### (3) 高度・先進医療

- ・新たな医療に適切に対応するため、医療需要の質的・量的变化に適切に対応し、各病院の医療機能に応じて、他の地域医療機関では提供できない高度・先進医療を提供する。
- ・市民病院の高度・先進医療等の充実のため、高度医療機器などの更新及び整備計画を策定し、計画的な更新・整備を行う。
- ・市全域の基幹病院である中央市民病院は、より高度で先進的な医療の提供を担う医療機関として、医療技術の取得、レベル向上に向けた医療スタッフの確保・育成を計画的に行う。
- ・新中央市民病院においては、今後さらに重要になると考えられる医療分野について高度専門医療センターを設置し、チーム医療による最適な医療を提供する。
- ・西市民病院は、医師及び看護職員をはじめとする医療職の確保及び定着を図り、各診療科の体制の充実を実現することで、さらに安全で質の高い心のこもった医療の提供に取り組む。

#### 関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
検査人数(CT)(人)	21,944	9,109
検査人数(MRI)(人)	11,703	3,755
検査人数(心臓血管造影)(人)	1,485	36
検査人数(脳血管造影)(人)	948	—
手術件数(入院・外来合計)(件)	7,995	3,417
全身麻酔実施件数(件)	4,056	1,577
がん患者外来化学療法数(再掲)(人)	5,043	1,378
がん患者放射線治療数(再掲)(人)	11,150	49

※西市民病院のがん患者放射線治療数は平成20年4月～10月の他病院への紹介患者数

## 3 市民・患者と共に支える地域医療

### (1) 市民・患者へのサービスの一層の向上

- ・患者満足度調査等の実施にあたっては、市民・患者の視点からテーマを絞り込むなど市民・患者ニーズをより具体的に把握できるような工夫も行う

とともに、各病院の患者サービス委員会が中心となって、ソフト・ハード両面での改善を進めるとともに、院内コンサートなど患者に安らぎを提供する行事を開催するなど患者へのサービスの質の一層の向上を図る。

- ・外来、検査及び手術の枠の見直しや診療時間を彈力的に運用することにより患者の受入れを円滑に行うなど、待ち時間の短縮や待ち時間の過ごし方について総合的な待ち時間対策に取り組む。さらに、患者相談窓口業務の充実や市民・患者ニーズや運営体制も踏まえた土曜日等の検査等の実施についての対応に取り組む。
- ・患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的に実施して施設の改修等を行うなど療養環境の維持・向上に努める。
- ・国際化の進展等による多言語への対応をはじめとして、誰もが利用しやすい病院づくりに取り組む。
- ・安全で疾病に適した食事の充実と、栄養管理の観点からNST(栄養サポートチーム)活動に取り組み、治療効果を向上させる。
- ・適切な医療サービスを提供する観点から、救急医療等市民病院の役割を市民・患者に理解していただく方策も検討する。
- ・新中央市民病院では、診察や検査のタイミングがわかる端末携帯による呼び出しシステム導入や、待ち時間を快適に過ごすために健康に関する資料などを常備した市民健康ライブラリーの設置を検討する。また、患者・家族がゆっくりできるデイルームやプライバシーにも配慮した個室、個室感覚のある多床室を整備するなど療養環境の改善に努める。

#### 関連指標

(単位：%，平成19年度調査結果)

項目	中央市民病院	西市民病院
患者満足度調査結果（入院患者） (満足+やや満足)	96.7	96.9
患者満足度調査結果（外来患者） (満足+やや満足)	93.7	94.1

#### (2) 市民・患者への適切な情報提供

- ・「患者の権利章典」の下、患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセント（患者が医療の内容及び自分に合った治療法などについて、医師からわかりやすい言葉で丁寧な説明を受けた上で、患者が正しく理解し納得して、同意すること）を徹底するとともに、引き続きセカンドオピニオン（患者及びその家族が、病状や治療法等について、主治医と別の専門医の意見を聞くこと）についても対応する。
- ・各診療科の特色や代表的な疾患の治療方針をはじめとして市民病院の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するとともに、患者向け広報誌の定期的発行や市民・患者向け教室の開催等を行う。

- ・新中央市民病院の整備については、ホームページやパンフレット等にわかりやすく記載し、区役所や駅など市民が手に取りやすいところに設置するなど、積極的に広報に努めるとともに、市民への「出前トーク」等も引き続き行う。

関連指標

(単位：回、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
各種教室等開催回数	4 (心臓・糖尿病・腎臓・禁煙)	3 (糖尿病・禁煙・市民公開講座)
セカンドオピニオン受付数	156	3
市民向け広報発行回数	しおかぜ通信 3	虹のはし 1

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアを積極的に受け入れ、職員と互いに連携をとりながら、市民・患者の目線に立ったサービスの向上を図るため、よりきめ細やかな取組に努める。また、病院運営の中における役割を明確にした上で、ボランティアの活動が円滑に行えるよう支援を行う。

関連指標

(平成19年度末現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
ボランティア登録人数（人）	109	39
ボランティア活動時間（延べ時間／月）	405	167

## 4 地域医療機関との連携協力の推進

(1) 地域医療機関・保健機関・福祉機関との連携推進

- ・地域医療機関のニーズを把握し、地域医療機関との連携及び協力の体制の充実を図り、役割に応じた患者の紹介・逆紹介を行うとともに、高度医療機器の共同利用等の促進に取り組むなど、これまで培ってきた地域医療機関との連携や逆紹介システムの活用をもとに病診・病病連携をより一層推進する。
- ・保健所、訪問看護ステーション及び老人保健施設などと情報交換を行い、緊密に連携を図る。
- ・中央市民病院は、市全域の基幹病院として、症状の安定した患者の逆紹介、重症度に応じた適切な救急患者の受入れや高度医療機器の共同利用を行うなど、紹介率・逆紹介率をより高め、地域医療機関との連携をさらに強化するためにも、地域医療支援病院の承認に向けた準備を進める。
- ・新中央市民病院では、地域完結型医療を推進する病院の中核として地域医療連携センターを設置し、体制を強化する。
- ・西市民病院は、各診療科の医師と地域医療機関の医師が顔の見える連携を図り、信頼関係を構築することで市街地西部の中核病院としての役割を果たすことを目指す。

目標値 (単位 : %, 実績値は平成20年3月実績・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
紹介率	38.3 43.5	— 45以上	41.6 —	42以上 —
逆紹介率	35.8 53.4	— 65以上	35.0 —	35以上 —

※ 中央市民病院の実績値は、上段は従来算定式、下段は地域医療支援病院要件算定式によるもの。西市民病院の実績値は従来算定式。

#### ※ 従来算定式

紹介率 = 文書により紹介された患者の数 + 救急車で搬送された患者の数 / 初診患者の数 - 時間外・休日・深夜に受診した6歳未満の初診患者 × 100

逆紹介率 = 文書により紹介した患者の数 / 初診患者の数 × 100

#### ※ 地域医療支援病院算定式

紹介率 = 紹介患者の数 (開設者と関係のない医療機関から紹介された初診患者) + 救急患者数 (緊急的に入院し、治療を必要とした救急患者。初診患者に限る) / 初診患者の数 (初診に限る。休日又は夜間に受診した初診の救急患者を除き、緊急的に入院し治療を必要とした救急患者を含む) × 100

逆紹介率 = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数 (地域医療支援病院算定式紹介率の初診患者の数と同じ) × 100

#### 関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
紹介による検査件数 (件)	376	380
地域医療機関向け広報発行回数 (回)	中央市民病院ニュース 5 病院機能案内 1	西市民病院だより 12 病院機能案内 1

#### (2) オープンカンファレンス等研修及び研究会を通じた地域医療への貢献

- 市民公開講座やオープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修及び研究会）の開催、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣などを通じて顔の見える連携に取り組み、医師会・歯科医師会等医療団体と協力して、患者にとってのケアの連続性を重視し、質の高い医療の提供を行うことで、地域医療に貢献することを目指す。

#### 関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
カンファレンス開催回数 (回)	32	31
院外参加人数 (人)	613	345

#### (3) 市関連病院の連携

- ・市民病院のみならず、西神戸医療センター、神戸リハビリテーション病院及び先端医療センターも含めた市関連病院において、現在実施している連携の検証を行い、改善すべき項目を整理するとともに、診療科目の再編も含めた機能の特化を図る。また、医療機能に応じて相互に患者の紹介・逆紹介を行うとともに、職員の人事交流も積極的に行うなど、さらに効果的・効率的な連携に取り組む。
- ・職員の人事交流については、市民病院間での人事交流や応援体制、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）と財団法人神戸市地域医療振興財団、財団法人神戸在宅ケア研究所及び財団法人先端医療振興財団との間で円滑に交流できるよう制度構築を図る。

#### 関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
市関連病院からの紹介患者数	823	731
市関連病院への紹介患者数	1,075	356
市民病院との職員の人事交流数	財団法人神戸市地域医療振興財団 79 財団法人先端医療振興財団 14 財団法人神戸在宅ケア研究所 3	

## 5 安全管理を徹底した医療の提供

### (1) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

- ・公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめ市の条例が適用される個人情報保護や情報公開等も含め関係法令を遵守するとともに、市民病院としての使命を果たし、市民からの信頼を確保するために各種規程を整備し、適切に運用を図る。
- ・法令・行動規範の遵守の重要性を全職員が認識・実践するために、院内における職場研修を定期的に実施し、周知徹底を図る。

#### 関連指標

(単位：件、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
診療録開示件数	177	15

### (2) 医療安全対策の徹底

- ・全職員が患者の安全を最優先にして万全な対応を行うことができるよう、情報の収集・分析による医療安全対策の徹底及び医療安全文化の醸成に努める。
- ・医療安全に関する患者相談に対して、より患者の立場に立った対応を行うとともに、転倒防止対策など医療安全に関して、患者に適切な情報提供を行う。
- ・院内の医療安全管理室において、医療安全集中管理ソフトを活用するなど、インシデント（医療の全過程において患者に被害を及ぼすこととはなかったが、注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（医療の全過程において発生した患者に傷害を及ぼした事例）に関する情報の収集及び分析に努め、

リスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。

- ・医療事故の公表基準の見直しを行うとともに、外部委員の参画を求め、さらなる透明性の向上を図る。特に、重大な医療事故が発生した場合には、外部の専門家も入った事故調査委員会の中で、事故発生の原因分析と再発防止のための具体策を検証して医療安全の向上に努める。
- ・医薬品及び医療機器の安全確保のため、安全に関する情報の的確な提供・管理体制、及び薬剤師による入院患者への薬剤管理指導（服薬指導）の充実を図る。

#### 関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
委員会等開催回数（回）	12	12
研修等実施回数（回）	3	5
薬剤管理指導（服薬指導）件数（件）	11,068	4,758

#### (3) 医療関連感染防止（院内感染防止）

- ・医療安全の向上のために、M R S A など薬剤耐性菌による医療関連感染や、針刺し事故によるB型肝炎及びC型肝炎といった血液感染に関する「院内感染防止マニュアル」の見直しを行う。
- ・院内に複数の医療職から構成する感染管理チームによる定期的な院内ラウンドを実施して、職員に対するマニュアルの周知徹底・啓発を行うとともに、定期的に感染対策委員会を開催し、感染の状況や感染対策活動の評価等を行う。
- ・重大な医療関連感染が発生した場合には、医療事故と同様に、外部委員を加えた調査委員会を緊急に発足し、原因の分析・再発防止策の立案と市民に対する適正な情報提供に努める。

#### 関連指標

(単位：回、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
委員会開催回数	12	6
感染管理チームラウンド回数	週1回（対象菌発生時はその都度）	51（感染管理委員会によるラウンド）
研修等実施回数	10	2

#### (4) 専門性を發揮したチーム医療の推進

- ・あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的に医療を行うとともに、より専門的な診療を実現するために、N S T（栄養サポートチーム）、緩和ケアチーム、口腔ケアチームなどチーム医療をより一層推進する。

### 6 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上

#### (1) クリニカルパスの充実と活用

- ・科学的な根拠に基づく医療を提供するため、学会の診療ガイドライン等に

に基づいたクリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）を作成し、クリニカルパスの積極的な活用に取り組むとともに、バリアンス分析（設定した目標に対して逸脱した事項の分析）等を行うことにより、医療の質の改善、向上及び標準化を図る。

目標値 (実績値は平成20年3月現在・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
クリニカルパス数（種類）	261	300	75	100
クリニカルパス適用率（%）	50.3	60以上	24.5	50以上

#### (2) DPCの活用

- ・DPC（診断群分類別包括評価）対象病院として認定を受けるとともに、診療情報のデータの蓄積、及び他の病院との比較分析を行い、医療の質の改善、向上及び標準化を図る。

#### (3) 電子化の推進

- ・患者中心の医療の実現や安全性の向上等を図るために、情報システムの適時適切な更新を図る。
- ・新中央市民病院において電子カルテを中心とした総合的な医療情報システムを導入することにより、医療の質的向上と安全確保、患者の利便性向上と経営の効率化を図る。
- ・新中央市民病院において導入するシステムの開発時に、西市民病院のシステム更新なども見据えた設計を行うとともに、西市民病院において将来的に情報システムを更新する際には中央市民病院と同様のシステム、又は互換性が持てるシステムを導入するための検討を進める。

#### (4) 臨床評価指標等

- ・病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標を設定し、評価、分析及び院内で情報を共有することにより、医療の質の改善及び向上を図る。
- ・診療録の記述の標準化を図るとともに、退院サマリーの早期完成など、医療の質の改善及び向上に結びつく見直しに積極的に取り組む。

### 7 臨床研究及び治験の推進

- ・治療の効果や安全性を高めるために、様々な職種の参画、あるいは他病院との共同研究も含めて、より多角的な視点から、治験管理センター等の組織の主導の下、新薬の開発等に貢献する治験及び臨床研究を積極的に推進する。
- ・患者への説明責任を十分に果たし、患者の意見が尊重できるよう配慮をするとともに、手続の公正を確保するために、倫理委員会等による事前・事後の管理・監督体制を整備する。

関連指標

(単位：件、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
治験実施件数	42	7

受託研究件数	86	19
臨床研究件数	48	18

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 すべての職員がプロとして活躍し、やりがいが持てる病院

##### (1) 専門性の高い資格取得に向けた研修

- 専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学等の研修制度を整備することにより、専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得を促進し、質の高い医療を提供する。
- 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等医療技術職についても、専門性の向上に向けた研修制度の充実を図る。

##### (2) 専門性の高い資格や技術の取得への支援

- 長期・短期留学や教育課程受講中における職員の給与面での負担を軽減する休職制度など、職員が積極的に資格取得に取り組める環境づくりに資する人事給与制度を構築する。
- 専門性向上のための資格取得に対する支援制度の充実を図る。

##### (3) 事務職員及び技術職員の病院運営に関わる能力向上への支援

- 事務職員や技術職員が病院運営に関わる能力等を向上させるための支援制度を構築する。併せて、既に病院事務に関する専門知識を有する経験者を採用する。
- 病院に勤務している委託事業者の職員等についても、パートナーとしての認識の下、ともに基本理念を共有し、能力向上のための研修等を検討する。

関連指標

(単位：人、平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
診療情報管理士数	職員3、委託職員7	職員1、委託職員5
医療情報技師数	27	6

##### (4) 優れた専門職の確保

- 優秀な医師の確保をはじめとして、高度な専門性を有する職員の外部からの登用にあたって、その専門性に応じた待遇が可能となる人事給与制度を構築するとともに、今後の動向を踏まえながら、引き続き、医師確保対策に努める。
- 質の高い看護職員を確保するため、若年層の看護職員の待遇について、現行水準からの改善を行う。また、平成18年度からの薬学部6年制の導入等により、人材確保の困難化が予想される薬剤師についても必要な措置を講ずるとともに、診療放射線技師、臨床検査技師をはじめ医療技術職や診療情報管理士・医療情報技師など優れた専門職の育成や確保に向けて支援する制度の構築を図る。
- 定年を迎えた職員のうち、病院経営や質の高い医療の提供に寄与すると認められる職員を再雇用する制度の導入を図る。

- ・給与面だけでなく、職員のスキルアップが可能となる充実した研修制度を構築し、人材育成の強みとして積極的な広報に努める。

関連指標

(平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
専門医数（延人数）	187	76
認定医数（延人数）	124	50
専門看護師数（人）	3 精神 1 急性・重症患者 1 慢性疾患 1	1 精神 1
認定看護師数（人）	17 皮膚・排泄ケア 2 集中ケア 2 救急 2 感染管理 2 がん化学療法 2 がん性疼痛 2 糖尿病 1 手術 1 摂食・嚥下障害 1 乳がん 1 不妊症 1	7 皮膚・排泄ケア 1 感染管理 2 がん化学療法 1 緩和ケア 1 糖尿病 1 手術 1
専門薬剤師数（人）	9	4
診療情報管理士数（再掲）（人）	職員 3, 委託職員 7	職員 1, 委託職員 5
医療情報技師数（人）	27	6
平成19年度論文件数（件）	185	33
平成19年度学会発表件数（件）	1,019	118

#### (5) 職員満足度の向上（医療職の負担軽減）

- ・病院で働く職員にとってやりがいが持て、働きやすい職場づくりに努める。そのため、育児のための短時間勤務制度及びその代替措置としての短時間勤務職員雇用制度を導入することにより、子育て中の職員の負担軽減を図る。特に医師確保の観点から女性医師が働きやすい病院づくりに努める。
- ・勤務体制の見直し（看護職員の2交代制など）や各職種及び各職員の役割を適切に分担することで職員の負担軽減に努めるほか、休暇取得率の向上に取り組む。
- ・医療職の負担を軽減するため、医療クラークの活用をはじめとして各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図る。
- ・職員のモチベーションを維持するために、職員の悩みなどの相談体制を整

備するとともに、患者からの過度の苦情への対策マニュアルによる対応や警備の強化を継続して行う。

## 2 人材の成長を促進する人事給与制度と育成プログラムの充実

### (1) 努力が評価され、報われる人事給与制度の導入

- ・従来の昇任・昇格制度にとらわれない柔軟な人事制度を導入するなど、職員の努力に報いる制度を構築する。
- ・職員の努力と職責に応じた新たな給与体系の構築に向けて、原則として独立行政法人国立病院機構の給料表に準拠した給料表を導入する。また、例えば査定昇給など、業績や能力を的確に給与に反映させる制度の導入を検討する。
- ・豊富な専門的知識や経験を有する職員を確保するため、従来の受験資格年齢にとらわれない採用制度の整備を図る。

### (2) 研修制度の充実

- ・専門分野での技術向上のみならず、患者への応対も含め、病院職員としての人材の成長を促す研修制度の充実を図る。

## 3 教育病院として医療に携わる人材の育成への貢献

### (1) 教育病院（専門医等の研修施設として認定された教育施設としての性質を有する病院）としての指導力の向上

- ・高度専門医療の水準の維持・向上を図るため、専門医、研修指導医等の取得に向けた教育研修体制の充実を図り、優秀な医師の確保に努める。また、研修プログラムの充実等により臨床研修医及び後期研修医の受け入れを行う。

関連指標 (単位：人、平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
専門医数（再掲）（延人数）	187	76
臨床教授等（延人数）	18（准教授含）	12
研修指導医数（延人数）	46（予定者含む）	10（予定者含む）
臨床研修医数	40	12
後期研修医数	78	7
学生実習受入数（19年度実績・延人数）	1,012	36

### (2) 神戸市看護大学等との連携

- ・神戸市看護大学等と連携を図り、看護学生の受け入れを行い、看護学生の能力向上に寄与するとともに、優秀な看護職員の育成及び確保に努める。
- ・薬剤師等医師・看護職員以外の専門職についても学生等の受け入れを行う。

関連指標 (単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
看護学生受入数（延人数）	3,972	3,211
その他学生等受入数（延人数）	リハビリ 246 臨床検査 112	リハビリ 72 臨床検査 87

	臨床工学	743	臨床工学	96
	薬剤	309	薬剤	40
	栄養	38	栄養	20

#### 4 外部評価の活用及び監査制度の充実

##### (1) 病院機能評価等の活用

- ・病院機能評価や卒後臨床研修評価の評価項目などに基づき、日頃から病院運営の改善に努める。

##### (2) 監査制度の充実

- ・監事及び会計監査人による監査や内部監査の実施により、制度の充実を図るとともに、監査結果に基づき、必要な見直しを行う。

#### 5 環境にやさしい病院づくり

- ・市が取り組んでいる「環境負荷の少ない持続的に発展できる環境保全型社会」の実現に向けて、「CO<sub>2</sub>ダイエット作戦」や「神戸環境マネジメントシステム(KEMS)」に取り組み、環境にやさしい病院づくりを進める。
- ・新中央市民病院の施設整備においては、省エネルギー化及び自然エネルギーの活用に努めるなど、環境負荷軽減や地球温暖化防止を図る。

### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 資金収支の均衡

##### (1) 安定した経営基盤の確立

- ・不採算医療及び行政的医療に係る市からの運営費負担金等の交付の下、市民病院としての役割を果たすとともに、安定した経営基盤を確立するため、增收対策及びコスト管理の徹底等に取り組む。
- ・確実な診療科別・部門別の原価計算方式による損益分析の検討を進め、適時的確な経営分析により機動的な病院経営を行うことにより、中期目標の期間中の資金収支の均衡及び病院ごとの経常黒字を目指す。

目標値 (単位：億円、実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	実績値	目標値
単年度資金収支	△12.7	7.4

※平成19年度の実績値は市決算値（病院事業会計）

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
経常収支比率	98.0	100以上	95.6	100以上

※平成19年度の実績値は市決算値（病院事業会計）

関連指標 (単位：%，平成19年度決算実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
他会計繰入金(運営費負担金)比率	10.3	9.8
医業収支比率	89.4	89.6

##### (2) 収入の確保（組織及び人員配置の弾力的運用）

- ・病床管理の一元化による病床利用率のさらなる向上や手術及び検査の枠の見直し等による件数の増加、高度医療機器のさらなる稼働率の向上を図る。
- ・多様な雇用形態の活用、組織及び人員配置の弹力的な運用などによる新たな診療報酬の確保に加え、寄付等医業外の収入の増収を図る。
- ・診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や回収策を講じて収入を確保する。
- ・西市民病院は、医師及び看護職員をはじめとする医療職の確保及び定着を図ることにより、充実した診療体制を実現し、地域医療機関との顔の見える連携を継続することで病床利用率の向上や手術・検査件数の増加、高度医療機器の稼働率のさらなる向上に取り組む。

目標値 (単位 : %, 実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
病床利用率	91.8	95.5以上	88.3	90.5以上

関連指標 (平成19年度実績)

項目	中央市民病院		西市民病院	
延患者数 (人)	入院	275,776	入院	115,708
	外来	468,478	外来	229,730
新規患者数 (人)	入院	19,217	入院	7,080
	外来	86,171	外来	21,497
患者1人1日当たり診療単価 (円)	入院	58,519	入院	40,470
	外来	11,624	外来	8,683
手術件数 (再掲) (件)	7,995		3,417	
査定減率 (%)	入院	0.41	入院	0.18
	外来	0.15	外来	0.10
未収金額 (百万円)	現年	116	現年	26
	滞納繰越	116	滞納繰越	52

### (3) 費用の合理化

- ・中期計画の予算の枠の中で、科目や年度間で弹力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行う。
- ・医療材料等の共同購入や、複数年契約など多様な契約手法を導入するなど、地方独立行政法人のメリットを生かし、医療サービスの質の維持・向上を図りながら、材料費及び経費の節減に努める。
- ・安全性に配慮しながら、後発医薬品の導入をさらに推進する。
- ・職員給与費についても、医療の質の向上や医療安全の確保、患者へのサービス向上などに充分配慮したうえで、適切な取組を進める。

目標値 (単位 : %, 実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値

材料費比率	32.9	32以下	23.8	24以下
経費比率	23.4	28以下	24.8	27以下
給与費比率	50.9	45以下	57.6	52以下

※平成19年度の実績値は市決算値（病院事業会計）

関連指標 (単位：%，平成19年度末現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
後発医薬品採用率	3.9	6.5

## 2 質の高い経営ができる病院

### (1) ガバナンスの確立による体制の整備

- 理事会及び事務局などの体制を整備し、理事長や院長の権限を強化するとともに、市民病院機構内で適切な権限配分を行うために、理事会規程、組織規程及び専決規程等を整備する。
- 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成するために、これまでの各病院での委員会・部会組織や幹部会に加えて、理事会をはじめ常任理事会を定期的に開催するなど、役割分担を明確にしたうえで、意思決定を迅速かつ適切に行う。
- 特に経営状況については、P D C Aのサイクルを早くするためにも、例えば四半期ごとのチェックが可能となる仕組みについても検討する。
- 全職員が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長はリーダーシップを發揮し、そのための仕組みづくりを検討する。

### (2) 経営体制及び業務執行体制の整備

- 経営責任を明確にした上で、さらに経営効率の高い業務執行体制を整備するとともに、委託事業者の職員を含む全職員が経営を理解する仕組みを構築する。特に事務部門について、例えば、給与支払業務などのアウトソーシングを行い、組織をスリム化するなど、業務の改善や効率化に努める。
- 経営企画機能を強化して、中期計画の実現と経営効率の高い業務執行体制の確立を目指す。

### (3) バランストスコアカード(B S C)を用いた経営

- 目標管理のツールであるB S C（財務指標だけでなく非財務指標についても着目し、多面的な指標を組み合わせて業績を計画、評価及び管理することにより目標を効果的に推進する経営手法）のメリットを生かし、P D C Aサイクルを確立して、質の高い経営を進める。
- B S Cの策定に当たって、ビジョン及び戦略を職員が十分に理解した上で、組織目標と個人の目標が関連付けられるよう努めるとともに、I C T化を図るなど医療職に負担がかからないように独自に改良する。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためによるべき措置

### 1 P F I 手法による中央市民病院の再整備

- P F I 手法を活用して再整備を行う「神戸市立中央市民病院整備運営事業」

を承継し、事業者と適切な役割分担を図り、平成22年度中の施設完成を目指して確実に事業を推進する。

- ・新中央市民病院の開院後においては、事業全体の効率化を図るとともに、事業者のノウハウを活用し、協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスや質の高い病院サービスの提供を図る。
- ・救急医療体制の充実など本中期計画に記載されている内容の実現に向けて、準備を進めるとともに、開院後は着実に実施する。

## 2 医療産業都市構想への寄与

- ・神戸医療産業都市構想への寄与として、特に中央市民病院は、臨床部門の核として、先端医療センターをはじめ、他の医療機関等と協力しあうとともに、臨床に応用される段階になった医療については、安全性と倫理性への十分な配慮のもとにいちはやく市民に提供する。
- ・先端医療センターとは、医療機能に応じて相互に患者の紹介・逆紹介を行うとともに、職員の人事交流も積極的に行うなど、さらに効果的かつ効率的な連携に取り組む。
- ・職員の人事交流については、市民病院機構と財団法人先端医療振興財団との間で円滑に交流できるよう制度構築を図る。

## 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付の下、市民病院としての役割を果たすとともに、安定した経営基盤を確立する。

### 1 予算（平成21～25年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	171,203
医業収益	150,092
運営費負担金	20,879
その他営業収益	232
営業外収益	7,373
運営費負担金	2,120
その他営業外収益	5,253
資本収入	46,613
運営費負担金	12
長期借入金	40,840
その他資本収入	5,761
その他の収入	0
計	225,189

支出	
営業費用	160, 278
医業費用	154, 066
給与費	74, 836
材料費	47, 113
経費	31, 513
研究研修費	604
一般管理費	6, 212
営業外費用	5, 017
資本支出	58, 922
建設改良費	41, 243
償還金	13, 914
その他の資本支出	3, 765
その他の支出	0
計	224, 217

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

#### [人件費の見積もり]

期間中総額 78, 427百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

#### [運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。

## 2 収支計画（平成21～25年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	180, 857
医業収益	173, 679
運営費負担金収益	149, 852
補助金等収益	20, 879
資産見返運営費負担金戻入	232
資産見返工事負担金等戻入	0
資産見返補助金等収益	0
資産見返物品受贈額戻入	2, 716

営業外収益	7,178
運営費負担金収益	2,120
その他営業外収益	5,058
臨時利益	0
支出の部	180,543
営業費用	171,424
医業費用	165,139
給与費	75,781
材料費	44,919
経費	30,459
減価償却費	13,397
研究研修費	583
一般管理費	6,285
営業外費用	9,119
臨時損失	0
純利益	314
目的積立金取崩額	0
総利益	314

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

### 3 資金計画（平成21～25年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	225,189
業務活動による収入	178,576
診療業務による収入	150,092
運営費負担金による収入	22,999
その他の業務活動による収入	5,485
投資活動による収入	2,460
運営費負担金による収入	12
その他の投資活動による収入	2,448
財務活動による収入	44,153
長期借入れによる収入	40,840
その他の財務活動による収入	3,313
前期中期目標の期間よりの繰越金	0
資金支出	225,189
業務活動による支出	165,295
給与費支出	78,427
材料費支出	47,113

その他の業務活動による支出	39,755
投資活動による支出	41,695
有形固定資産の取得による支出	41,243
その他の投資活動による支出	452
財務活動による支出	17,227
長期借入金の返済による支出	4,400
移行前地方債償還債務の償還による支出	9,514
その他の財務活動による支出	3,313
次期中期目標の期間への繰越金	972

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

## 第7 短期借入金の限度額

### 1 限度額 10,000百万円

### 2 想定される短期借入金の発生理由

- (1)賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・中央市民病院の移転に伴う、現中央市民病院の土地・建物の譲渡を含めた活用を検討する。なお、医師公舎、看護師宿舎の土地・建物についても、医師・看護師の確保対策等に伴う整理・再編による譲渡を含めた活用を検討する。

## 第9 剰余金の使途

- ・決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等については、当該法令等の定めるところによる。
- (2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から⑤に掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。ただし、別表に規定する診療料等の額は、同表に定める額(病室使用加算額(助産に係るもの)を除く。), セカンドオピニオン(他の病院又は診療所の診断及び治療方針について意見を述べることをいう。以下同じ。)に係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が定めるものにあっては、同表に定める額に100分の105を乗じて得た額)とする。

- ① 本市に住所を有する者で、分べんする者 健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額

- ② 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ③ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ④ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者その他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額
- ⑤ ①から④に掲げる者以外の者 ②の算定方法に準じて理事長が別に定める額

## 2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めたときは、料金の全部又は一部を減免することができるものとする。

別表(料金関係)

### (1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

種別	金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院 特等 1人1日につき 3万1,000円	2人用の病室について、使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。
	1等A 1人1日につき 1万6,500円	
	1等B 1人1日につき 1万2,000円	
	2等 1人1日につき 5,500円	
西市民病院 特等	1人1日につき 2万4,000円	
	1等A 1人1日につき 1万2,000円	
	1等B 1人1日につき 1万1,000円	
新生児保育料	1人1日につき 5,000円	
分べん介助料	1児につき 6万5,000円	時間外は、40パーセント増しとする。 深夜は、80パーセント増しとする。

		セント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料	1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金	実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

#### 備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- 2 この表において、「特等」とはその面積が約34平方メートル(西市民病院にあっては、約28平方メートル)の個室の病室(11階部分に位置するもの(西市民病院にあっては、理事長が別に定めるもの)に限る。以下同じ。)を1人で使用することを、「1等A」とはその面積が約18平方メートル(西市民病院にあっては、約14平方メートル)の個室の病室のうちその設備が特等における個室の病室に準じるものとし、これを、「1等B」とは特等及び1等Aにおける個室の病室以外の個室の病室を1人で使用することを、「2等」とは2人用の病室を2人で使用することをいう。
- 3 この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあっては午前6時から午後10時までをいう。
- 4 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

#### (2) 平成23年4月1日から中央市民病院の移転開設の前日まで

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央 市民 病院	特等	2人用の病室について、使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。
		1等A	
		1等B	
		2等	
西市 民病	特室	1人1日につき 2万4,000円	
	個室A	1人1日につき 1万1,000円	

院	個室B	1人1日につき 9,000円	
新生児保育料		1人1日につき 5,000円	
分べん介助料		1児につき 10万5,000円	時間外は、20パーセント増しとする。 深夜は、40パーセント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料		1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金		実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

#### 備考

- 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- この表において、「特等」とはその面積が約34平方メートルの個室の病室(11階部分に位置するものに限る。以下同じ。)を1人で使用することを、「1等A」とはその面積が約18平方メートルの個室の病室のうちその設備が特等における個室の病室に準じるものを1人で使用することを、「1等B」とは特等及び1等Aにおける個室の病室以外の個室の病室を1人で使用することを、「2等」とは2人用の病室を2人で使用することをいう。
- この表において、「特室」とはその面積が約28平方メートルの個室の病室を、「個室A」とはその面積が約14平方メートルの個室の病室のうちその設備が特室における個室の病室に準じるものを、「個室B」とは特室及び個室Aにおける個室の病室以外の個室の病室をいう。
- この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあっては午前6時から午後10時までをいう。
- この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

#### (3) 中央市民病院の移転開設の日から

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央	特室 1人1日につき 3万円	
	市民	個室A 1人1日につき 1万5,000円	
	病院	個室B 1人1日につき 1万1,000円	
		個室C 1人1日につき 9,000円	

西市民病院	特室	1人1日につき 2万4,000円	
	個室A	1人1日につき 1万1,000円	
	個室B	1人1日につき 9,000円	
新生児保育料		1人1日につき 5,000円	
分べん介助料		1児につき 10万5,000円	時間外は、20パーセント増しとする。 深夜は、40パーセント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料		1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金		実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

#### 備考

- 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- この表において、「特室」とはその面積が約30平方メートル(西市民病院にあっては、約28平方メートル)の個室の病室を、「個室A」とはその面積が約26平方メートル(西市民病院にあっては、約14平方メートル)の個室の病室のうちその設備が特室における個室の病室に準じるもの、「個室B」とはその面積が約15平方メートルから約18平方メートルまでの個室の病室のうちその設備が個室Aにおける個室の病室に準じるもの(西市民病院にあっては、特室及び個室Aにおける個室の病室以外の個室の病室)を、「個室C」とは特室、個室A及び個室Bにおける個室の病室以外の個室の病室をいう。
- この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあっては午前6時から午後10時までをいう。
- この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

#### 第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画（平成21年度～平成25年度）

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 1,673	神戸市長期借入金等

新中央市民病院施設、医療機器等整備	総額 39,570	
-------------------	-----------	--

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

## 2 人事に関する計画

- ・医療需要の動向・変化に即応することができるよう、組織・職員配置のあり方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。
- ・法人において、職員を補充・増員する必要が生じた場合には、法人固有職員の採用による対応を基本として、当中期計画期間において、法人職員のうち固有職員の割合が5割以上になるように努める。
- ・当中期計画期間において、事務局の組織の柔軟な見直しと積極的なアウトソーシングを検討する。
- ・特に、新中央市民病院の整備・運営にあたっては、PFIの導入により、医療行為以外の幅広い部門において民間活力の導入を図り、機動的かつ効率的な執行体制を整備する。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債 償還債務	9,514	7,979	17,493

### (2) 長期借入金

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還額	4,400	36,440	40,840

### (3) 新中央市民病院整備運営事業

(単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
新中央市民病院整備運営事業	平成21年度～平成52年度（32年間）	34,540	67,334	101,874

## 4 積立金の処分に関する計画

なし

# 地方独立行政法人神戸市民病院機構 中期計画 用語解説

## ○一般地方独立行政法人【前文】

公共性の高い事務・事業を効率よく効果的に推進するために、市が100%出資して設立する法人。市が中期目標（法人が達成すべき運営目標）を定め、法人は中期計画（目標を達成するための具体的な計画）を定め、これらに基づいて運営を行っていくもの。また、市に設置される評価委員会が、法人の業務実績の評価などを行う。

また、地方独立行政法人には、役職員が公務員の身分を持つ特定地方独立行政法人と、公務員の身分を持たない一般地方独立行政法人がある。

特定地方独立行政法人の要件は、①業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすもの、又は、②その業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があるもの、とされている。

本市では、①柔軟な法人独自の人事給与制度と評価制度を構築することにより、優秀な人材を採用・育成し、弹力的な病院運営を可能とすること、②民間企業との共同研究が可能となり、医療産業都市構想にも寄与すること、③健全な経営については、評価委員会の審査や中期目標・計画の公表等が法的に担保されていること、④国をはじめ、全体として一般地方独立行政法人化の流れがあること等、を勘案して、一般地方独立行政法人化を目指している。

※評価委員会：法人の業務を市民・患者、経営、医療及び人材育成といった視点から多面的に評価するために設置する市長の附属機関

## ○市民病院の基本理念【前文】

市民病院では、病院の基本的な方向性を定めた基本理念及び基本方針を定めています。中央市民病院、西市民病院及び西神戸医療センターを含む「市民病院群」の基本理念は以下のとおり。

- (1) 市民病院群の役割は、市民の立場に立って、人間性豊かであたたかく、質の高い医療を安全に提供することにより、市民の生命と健康を守ることにあります。
- (2) 市民病院群は、市民の信頼に応えるため、より多くの市民に効率的に医療を提供することに努めます。

## ○周産期医療【前文、第2-1(2)】

周産期とは妊娠満22週から生後7日未満までの期間をいう。この期間は、母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るために、産科・小児科双方から一貫して総合的に提供する医療のこと。

周産期医療を行う施設は、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するために産科医と小児科医が協力し、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設となっている。

中央市民病院は、「地域周産期母子医療センター」の指定を受けている。

## ○救命救急センター【第2-1(1)】

本市の救急医療体制は、休日急病電話相談所、急病診療所（休日夜間救急センター）による第1次救急医療体制を中心として、「病院群輪番制」による第2次救急医療体制、さらに、最終的な受入れ機関となる「救命救急センター」による第3次救急医療体制から構築されている。

救命救急センターは、第1次、第2次の救急医療機関や救急患者の輸送機関との連携のもと、重症や複数の診療領域にわたるすべての救急患者に対して、24時間体制による高度な救急医療を提供しており、中央市民病院が指定を受けている。

## ○ICU(intensive care unit)【第2-1(1)】

呼吸、循環その他の重篤な急性機能不全の患者の容態を24時間体制で管理し、集中的に治療を行う治療室のこと。

### ○CCU (coronary care unit) [第2-1 (1)]

主に心筋梗塞などの冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を管理し、治療を行う治療室のこと。

### ○成育医療センター [第2-1 (2)]

妊娠から出生、新生児期、小児期を経て思春期に至るまで一貫した医療を提供する専門医療センターのこと。

### ○新興感染症 [第2-1 (3)]

かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。エイズ、エボラ出血熱などがある。

### ○感染症指定医療機関 [第2-1 (3)]

エボラ出血熱、ペストなど（1類感染症）やSARSなど（2類感染症）の危険性の高い感染症に対応できる医療機関。中央市民病院は、第1種感染症指定医療機関（2床）及び第2種感染症指定医療機関（8床）に指定されている。

### ○トリアージ [第2-1 (3)]

災害時医療等における限られた医療資源の状況下で、緊急度と重症度をもとに治療の優先順位を決め、患者を選別すること。

### ○災害拠点病院 [第2-1 (4)]

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行なうための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行なう広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院のこと。原則として2次医療圏毎に1箇所整備することが必要となっている。

### ○4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病） [第2-2 (2)]

生活習慣病その他国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省で定めるもの。

### ○地域がん診療連携拠点病院 [第2-2 (2)]

全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、がん診療の均てん化（地域間の診療レベルの格差を無くし質の高いがん医療を提供）のために、地域におけるがん診療連携を推進するために中核となる病院。厚生労働省が、都道府県からの推薦を受け、整備指針に基づき指定するもの。

### ○「患者の権利章典」(平成14年7月1日制定) [第2-3 (2)]

市民病院では、平成14年に患者が医療を受けるにあたっての基本的人権を尊重するため、「患者の権利章典」を定めています。また、あわせて、患者へのお願いも記載しており、患者の権利・義務を明確にしている。

### ○地域医療支援病院 [第2-4 (1)]

医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつけ医の支援を通じて地域医療の確保を図る医療機関として都道府県知事から承認を受けた病院。承認要件として、①地域医療支援病院紹介率80%以上、②同紹介率60%以上かつ逆紹介率30%以上、③同紹介率40%以上かつ逆紹介率60%以上のいずれかを満たしていることに加えて、施設設備等の要件を満たしていることとされている。中央市民病院では、③の要件を満たすべく準備を進めている。

## ○市関連病院【第2-4(3)】

### ・西神戸医療センター

西区西神中央にある20科500床（うち結核病床100床）の神戸西部地域の中核病院。運営は神戸市と神戸市医師会が出捐して設立した財団法人神戸市地域医療振興財団が行っている。

### ・神戸リハビリテーション病院

北区しあわせの村内にある5科180床のリハビリ専門病院。運営は神戸市、神戸市医師会及びこうべ市民福祉振興協会が出捐して設立した財団法人神戸在宅ケア研究所が行っている。

### ・先端医療センター

ポートアイランドにある9科60床の高度専門病院。運営は神戸市、兵庫県及び商工会議所等が出捐して設立した財団法人先端医療振興財団が行っている。

## ○法令・行動規範（コンプライアンス）【第2-5(1)】

法令遵守。特に企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること。

## ○医療安全文化【第2-5(2)】

医療事故をどうやって防ぐかという視点ではなく、医療職も患者とともに、医療安全について考えていくことで医療安全の視点を文化として根付かせることにより、事故防止を目指す、という考え方をいい、全ての医療職が患者の安全を最優先にした基本的な行動規範がとれるよう、組織全体でその実現に向けて取り組む姿勢や考え方、及びそれを可能とする組織のあり方を言う。

## ○医療関連感染防止（院内感染防止）【第2-5(3)】

病院という特殊環境下において誘発され、その結果として発症した感染症を院内感染という。市民病院では、院内感染防止対策規程を策定のうえ「院内感染対策委員会」を設置し、院内感染防止対策の策定や情報収集をはじめ、院内感染の発生時の対応策の決定等を行っている。

## ○チーム医療【第2-5(4)】

医療技術の進歩と高度・先進医療の普及、患者中心の医療に対する要望の高まりなどを受け、個人の医師の能力に依存しがちであった医療から、各診療科の医師間、また看護職員、薬剤師、放射線技師、検査技師等各医療職種間の協力によるチームで行う医療のこと。

## ○NST (nutrition support team)【第2-5(4)】

患者の症状により、必要とする栄養も摂取経路も個々の症例、疾患や病態によって異なっているため、個々の症例・病態に応じた栄養管理が適切に実施されなければならず、個々に適切な栄養管理を行うことが栄養サポート(nutrition support)であり、それを実施するために関連する医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師などの多職種が、職種の壁を越え、栄養サポートを実施する集団(team)のこと。

## ○緩和ケア【第2-5(4)】

治療を目的とした医療ではなく、症状(特にがん)を和らげることを目標とした医療のこと。以前は、ターミナルケアとして主に末期がん患者などに対して行われる、主に治癒や延命ではなく痛みなど疼痛をはじめとした身体的、精神的な苦痛の除去を目的とした医療を意味する場合が多くなったが、近年の緩和医療の発達を受け、がん診断初期から積極的治療として並行して行うべきであるとされ、さらにはがん以外の疾患への拡大が行われている。

## ○DPC（診断群分類別包括評価）【第2-6(2)】

従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い」診療報酬請求方式とは異なり、入院患者の医療資源を最も投入した病気とその病状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせて計算する請求方式のこと。

## ○臨床評価指標〔第2-6(4)〕

実際に行われている医療の経過や治療実績などを評価する指標。指標の例としては、胃がん切除患者の5年生存率、院内感染発生率など。

## ○臨床研究〔第2-7〕

病気の予防や診断、治療方法の改善や、病気の原因の解明、患者の生活の質の向上などのために行う医学研究のこと。

## ○治験（臨床試験）〔第2-7〕

「臨床試験」とは、新医薬品などの開発過程において、健康な人や患者での有効性や安全性について調べる治療を兼ねた試験のこと。「治験」とは、厚生労働省から「薬」として承認を受けるために行う臨床試験のこと。

## ○受託研究〔第2-7〕

「受託研究数」とは、市販されている薬品であるが、使用に際して成績報告が必要な薬品についての研究のこと。「製造販売後調査等」、「使用成績調査」、「特定使用成績調査」などがある。

## ○専門医・認定医〔第3-1(1)〕

専門医・認定医とは、医学・歯学の高度化・専門化に伴い、その診療科や分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認めたもののこと。専門医とは、認定医よりさらに高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認定した医師・歯科医師。認定医とは、高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認定した医師・歯科医師のこと。

## ○認定看護師・専門看護師〔第3-1(1)〕

認定看護師は、日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた看護師のこと。専門看護師は、日本看護協会の専門看護師認定審査に合格し、特定の専門分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた看護師のこと。

## ○診療情報管理士〔第3-1(4)〕

四病院団体協議会（社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科病院協会）および財団法人医療研修推進財団が資格付与する民間資格のこと。

主な業務内容として、診療録の物理的な管理や内容の精査を行う「物の管理」、診療情報をデータベース化する「情報の管理」、構築されたデータベースから必要な情報を抽出・加工・分析する「情報の活用」がある。

## ○医療情報技師〔第3-1(4)〕

日本医療情報学会が資格付与する民間資格のこと。病院情報システムの開発・運営・保守が主な業務となり、その特質上、情報処理技術だけでなく医療分野・医療情報システムの知識が必要となる。

## ○臨床教授〔第3-3(1)〕

大学の教官とともに、大学以外の医療機関等の優れた人材が医療現場での豊かな経験を踏まえ、医療人材育成に参加、協力できる方策を立てることを目的として、各大学において一定の基準のもと付与される称号。

### ○研修指導医【第3-3(1)】

とくに、卒後臨床研修期間など初期研修において、研修指導を行う医師のこと。患者一医師関係のあり方、チーム医療のあり方、安全管理への対応や基本的医療技術の教育などを行う。指導医はプライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされている。

### ○臨床研修医・後期研修医【第3-3(1)】

研修医としての最初の2年間（義務期間）を臨床研修医、義務終了後の3年間を後期研修医と呼んでいる。

市民病院では、臨床研修指定病院の指定を受け、積極的に臨床研修医・後期研修医の受け入れを行っている。

### ○神戸市看護大学【第3-3(2)】

西区学園都市にある4年制の看護大学で、神戸市民の保健医療の向上に寄与する、より高度な看護職の養成を目的として平成8年に市が設置した。

### ○病院機能評価【第3-4(1)】

財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業。「患者の権利と安全の確保」、「診療の質の確保」、「看護の適切な提供」など6領域532項目について、病院運営の専門家が評価する仕組みとなっている。受審の準備を進めることにより、医療の質の向上と効果的なサービスの改善が進むとともに、第三者の評価により病院の現状が客観的に把握でき、受審結果において改善すべき点が明確にされるなど、病院運営全般にわたって効果がある。また、市民からの病院に対する信頼向上も期待できる。中央市民病院及び西市民病院は、平成16年に認定を受けている。

### ○卒後臨床研修評価【第3-4(1)】

NPO法人卒後臨床研修評価機構が行う病院の医師臨床研修制度に対する評価事業。臨床研修病院の研修プログラムについて、訪問調査を通して、「研修目標が達成可能なプログラムになっているか」など123項目にわたり教育的評価を行い、その結果を病院長はじめプログラム責任者、指導医、指導者、研修医、その他職員に直接的にフィードバック（形成的評価）を行うもの。中央市民病院は認定を受けている。

### ○神戸環境マネジメントシステム（KEMS）【第3-5】

ISO14001を取り組みやすくした神戸市独自のシステム。組織によってはISO14001の認証取得に直ちに取り組み難い面もあり、神戸では「具体的で取り組みやすく、コスト削減などのメリットにつながる」環境マネジメントシステムの審査登録制度を創設した。

### ○経常収支比率【第4-1(1)】

経常収支比率（%）＝経常収益／経常費用×100のこと。経常的な収入のうち、人件費などのように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のこと。

### ○医業収支比率【第4-1(1)】

医業収支比率（%）＝医業収益／医業費用×100のこと。「医業収益」とは入院診療・外来診療による収入や室料差額など医療に関して発生した収入のことで、「医業費用」とは、材料費、委託費、設備関係費、研究研修費、経費など医療に関して発生した費用のこと。

### ○診療報酬【第4-1(2)】

診療報酬は、保険診療の際に医療行為等について計算される報酬の対価のこと。診療報酬点数表に基づいて計算され、点数で表現される。

## ○査定減率〔第4-1(2)〕

診療報酬の点数に従って、診療内容や検査、処置、手術、投薬といった項目ごとに分けて診療報酬を請求する請求書である診療報酬明細書（レセプト）を、審査機関が定められた治療と照らし合わせた結果、レセプトに記載されている診療内容について、規則などの定めによって行われているかを審査し、診療内容が適切でないと判断したものを減点することを「レセプト査定」といい、「査定減率」は、請求した点数に対して、査定された割合のこと。

## ○後発医薬品〔第4-1(3)〕

後発医薬品とは、成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造メーカーがその特許の内容を利用して製造した、同じ主成分を含んだ医薬品のこと。ジェネリックともいう。

## ○ガバナンス〔第4-2(1)〕

経営戦略や経営目標の実現に向けて法人を組織的に統制していくための、迅速な意思決定の仕組みや、それを実現するための組織体制や業務プロセスなど、組織管理運営全般のあり方のこと

をいう。

## ○P D C Aサイクル〔第4-2(1)〕

経営目的を実現するため、目標を設定し戦略を立て、計画(Plan)⇒実施(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)のマネジメント・サイクルを絶え間なく回すことによって、変化に対応する活動のこと。日々の活動が、設定された目標、策定された戦略と一貫性を持って行われるよう管理し、改善していく仕組み。

## ○神戸市立中央市民病院整備運営事業〔第5-1〕

昭和56年に現在の地に移転後28年目を迎えた中央市民病院は、設備類の経年劣化による老朽化や、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきた。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、地域医療機関との連携や役割分担のもと、救急医療、高度医療、急性期医療を重点に担い、24時間365日市民の生命と健康を守り続けていくために、移転新築をし、平成22年度中の施設完成を目標に整備を進めていくこととした。

また、新病院の整備・運営に関しては、民間事業者のノウハウを活用し、協働で時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化などにより、質の高い病院サービスの提供を図っていくため、PFI手法（民間資金等の活用による公共施設の整備・運営）を導入することとした。

## ○P F I手法〔第5-1〕

正式名称をPrivate-Finance-Initiativeといい、平成11年に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づいてなされるもので、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のこと。

## ○神戸医療産業都市構想〔第5-2〕

ポートアイランド第2期を中心に、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図ることで、①雇用の確保と神戸経済の活性化、②先端医療技術の提供による市民の健康と福祉の向上、③アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献を目指すこと、を目的として進められており、先端医療センター、発生・再生科学総合研究センターをはじめ、中核施設等の整備が進められているとともに、医療関連企業の集積も進んでいる。

